

スクール・サポート・スタッフ（会計年度任用職員）募集要領

1 職務内容

区立小・中学校の教員の業務（管理職の業務及び児童・生徒の指導に関する業務を除く。）のうち、教員の負担軽減のための補助業務を行います。

（例）・通知類の仕分け、配布、封入等

- ・学習プリントや会議資料等の印刷
- ・授業準備補助・環境整備（保体、家庭、理科、図工等の授業前の準備や後片付け等）
- ・アンケート、提出物等に対する取りまとめ
- ・パソコンを使用した軽易なデータ入力
- ・電話対応・来客対応、校内の消毒作業
- ・その他、教育委員会が教員の負担軽減のために必要と判断した業務

2 応募資格

地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方（次頁参照）は応募できません。

3 勤務条件

（1）任用期間 令和8年10月1日～令和9年3月31日

※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。

（2）勤務日数・勤務時間・報酬・社会保険等

以下①～③のうち、いずれかの勤務を選択してください。

①月16日・1日6時間勤務（勤務例：午前9時～午後4時　うち休憩1時間）

- ・月額報酬 150,768円（地域手当相当分含む）
- ・期末・勤勉手当 年2回支給（6月、12月）合計約53万円
- ・健康保険（東京都職員共済組合）・厚生年金・雇用保険の適用あり

②月13日・1日7時間勤務（勤務例：午前8時30分～午後4時30分　うち休憩1時間）

- ・月額報酬 142,915円（地域手当相当分含む）
- ・期末・勤勉手当 年2回支給（6月、12月）合計約51万円
- ・健康保険（東京都職員共済組合）・厚生年金・雇用保険の適用あり

③月12日・1日6時間勤務（勤務例：午前9時～午後4時　うち休憩1時間）

- ・月額報酬 113,076円（地域手当相当分含む）
- ・期末・勤勉手当 年2回支給（6月、12月）合計約40万円
- ・健康保険（東京都職員共済組合）・厚生年金・雇用保険の適用なし

※交通費は別途支給（月額上限55,000円）。

※申込時は複数選択可。

※期末・勤勉手当の額は年間を通じて任用された場合の額（任用期間によっては記載の額と異なります）。

※原則平日勤務ですが、行事のある土日・祝日に勤務となることがあります。

※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支給します。

（3）勤務場所 世田谷区内の区立小・中学校

- (4) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。
- (5) 休 暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。
- (6) そ の 他 ・地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。
・勤務場所は、原則、敷地内禁煙です。

4 募集人数

若干名

5 選考方法

第1次選考 書類選考

第2次選考 面接（令和8年9月1日（火）予定）

6 選考結果

第1次選考結果は合否に関わらず全員の方に郵送します。令和8年8月27日（木）を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。

第2次選考結果は令和8年9月上旬にお知らせします。合格者には、あわせて勤務校も内示予定です。

7 申込方法

所定の申込書『スクール・サポート・スタッフ採用選考申込書兼履歴書』（希望する勤務日数を3（2）の①～③より選択して記載してください）、『世田谷区における勤務経歴等確認票』を下記の期限までに学校職員課職員係（区役所東棟6階602番窓口）へ提出してください。

申込期限：令和8年8月24日（月）【必 着】

※ 持参の場合は、平日の午前8時30分～午後5時までに窓口へ提出してください。

※ ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

8 身 分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）

9 そ の 他

地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

【お問い合わせ先】

世田谷区学校教育部学校職員課職員係

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話：5432-2672（直通）